

ひまわりこども園自己評価

令和8年4月15日

(評価方法) 十分理解できている (十分できてい) →◎ 理解している (できている) →○
ふつう → ▲ 努力が必要 → ×

| | ◎ | ○ | ▲ | × |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------|---|---|---|---|
| 1. 園の保育理念や保育目標を理解している | | | | |
| 2. こどもの人権に十分配慮するとともに、こども一人一人の人格を尊重して保育を行なっている | | | | |
| 3. 就業規則などの諸規則を理解し、守り、業務遂行にあたって正確・迅速、かつ、こまめに報告・連絡・相談を実施している | | | | |
| 4. 入園するこどもの保護者に対し、その意向を受け止め、こどもと保護者の安定した関係に配慮し、保育園の特性や保育士等の専門性を生かして、その援助に当たっている | | | | |
| 5. 一人一人のこどもの状況や家庭及び地域社会での生活の実態を把握するとともに、こどもが安心感と信頼感をもって活動できるよう、こどもの主体としての思いや願いを受け止めるよう留意している | | | | |
| 6. 一人一人の保護者の状況やその意向を理解し、受容し、それぞれの親子関係や家庭生活等に配慮しながら、様々な機会をとらえ、適切に援助している | | | | |
| 7. 地域社会との交流や連携を図り、自園が行う保育の内容を適切に説明するよう努めている | | | | |
| 8. 保育における養護とは、こどもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わりであり、保育園における保育は、養護及び教育を一体的に行うことがその特性であることを知っている | | | | |
| 9. 全体的な保育の計画は、こどもや家庭の状況、地域の実態、保育時間などを考慮し、こどもの育ちに関する長期的見通しをもって適切に作成されている | | | | |
| 10. 指導計画の作成に当たっては、保育指針第2章及びその他の関連する章示された事項のほか、こども一人一人の発達過程や状況を十分に踏まえている | | | | |
| 11. 一日の生活リズムや在園時間が異なるこどもが共に過ごすことを踏まえ、活動と休息、緊張感と開放感等の調和を図るよう配慮している | | | | |
| 12. こどもが行う具体的な活動は、生活の中で様々に変化することに留意して、こどもが望ましい方向に向かって自ら活動を展開できるよう必要な援助を行なっている | | | | |
| 13. こどもの主体的な活動を促すためには、保育士等が多様な関わりをもつことが重要であることを踏まえ、こどもの情緒の安定や発達に必要な豊かな体験が得られるよう援助している | | | | |

| | | | | |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|--|--|
| 14. 保育士等は、保育の計画や保育の記録を通して、自らの保育実践を振り返り、自己評価することを通して、保育実践の改善や専門性の向上に努めている | | | | |
| 15. 「教育」とは、こどもが健やかに成長し、その活動がより豊かに展開されるための発達の援助であることを理解している | | | | |
| 16. 基本的事項としての乳児期の発達について知っている | | | | |
| 17. 乳児は疾病への抵抗力が弱く、心身の機能の未熟さに伴う疾病の発生が多いことから、一人一人の発育及び発達状態や健康状態についての適切な判断に基づく保健的な対応を行なっている | | | | |
| 18. 基本的事項としての1歳以上3歳未満の発達の内容について知っている | | | | |
| 19. 自我が形成され、こどもが自分の感情や気持ちに気付くようになる重要な時期であることから、情緒の安定を図りながら、こどもの自発的な活動を尊重し、促している | | | | |
| 20. こどもの発達や成長の援助をねらいとした活動の時間については、意識的に保育の計画等において位置付けて、実施することが重要であることを理解し実施している | | | | |
| 21. こどもの心身の発達及び活動の実態などの個人差を踏まえるとともに、一人一人のこどもの気持ちを受け止め、援助している | | | | |
| 22. こどもの国籍や文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるようにし、また、こどもの性差や個人差にも留意しつつ、性別などによる固定的な意識を植え付けることがないようにしている | | | | |
| 23. 保育園の保育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通じて、独創的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにしている | | | | |
| 24. こどもの心身の状態に応じて保育するために、こどもの健康状態並びに発育及び発達状態について、定期的・継続的に、また、必要に応じて随時、把握している | | | | |
| 25. 感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、予防等についての協力を求めている | | | | |
| 26. 保育園における食育は、健康な生活の基本としての「食を営む力」の育成に向け、その基礎を培うことを目標とし、こどもが生活と遊びの中で、意欲をもって食に関わる体験を積み重ね、食べることを楽しみ、食事を楽しむ合うこどもに成長していくことを期待するものであることを知っている | | | | |

| | | | | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-----|-----|---|
| 27. 事故防止の取り組みを行なう際には、特に、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、こどもの主体的な活動を大切にしつつ、施設内外の環境の配慮や指導の工夫を行うなど、必要な対策を講じている | | | | |
| 28. 防火設備、避難経路等の安全性が確保されるよう、定期的にこれらの安全点検を行う、備品、遊具等の配置、保管を適切に行うなど日頃から、安全環境の整備に努めている | | | | |
| 29. 火災や地震などの災害の発生に備え、緊急時の対応の具体的内容及び手順、職員の役割分担、避難訓練計画等に関するマニュアルを作成し、定期的に避難訓練を実施するなど、必要な対応を図っている | | | | |
| 30. 保育及び子育てに関する知識や技術など、保育士等の専門性や、こどもが常に存在する環境など、保育園の特性を生かし、保護者がこどもの成長に気付き子育ての喜びを感じられるように努めている | | | | |
| 31. 保護者の状況に配慮した個別の支援がとられている | | | | |
| 32. 保育園においては、保育の内容等に関する自己評価を通じて把握した、保育の質の向上に向けた課題に組織的に対応するため、保育内容の改善や保育士等の役割分担の見直し等に取り組むとともに、それぞれの職位や職務内容等に応じて、各職員が必要な知識及び技能を身に付けられるよう努めなければならないことを知っている | | | | |
| 33. 保育園においては、当該保育園における保育の課題や各職員のキャリアパス等も見据えて、初任者から管理職員までの職位や職務内容を踏まえた体系的な研修計画を作成しなければならないことを知っている | | | | |
| 計 | 133 | 500 | 289 | 8 |

※ 自己評価保育士数 29名